固定資産管理の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th><th>措置の内容</th></tr>
<tr>
<td>株式会社大阪鶴見フラワーセンター</td>
<td>固定資産台帳に登録されている下記について、実査したところ、現物を確認することができなかった。
<table>
<tr><th>勘定科目</th><th>資産名</th><th>数量</th><th>取得価額</th><th>期末帳簿価額</th></tr>
<tr><td>工具器具備品</td><td>映像音声ソフト</td><td>1</td><td>11,290,271円</td><td>1円</td></tr>
<tr><td>工具器具備品</td><td>ビデオソフト</td><td>1</td><td>2,223,500円</td><td>1円</td></tr>
<tr><td>工具器具備品</td><td>映像装置VP設置架台</td><td>1</td><td>178,850円</td><td>1円</td></tr>
<tr><td>工具器具備品</td><td>映像装置壁接続パネル</td><td>1</td><td>119,100円</td><td>1円</td></tr>
</table>
</td>
<td>検出事項について、資産管理責任者は、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、固定資産台帳と現物の照合を実施し、他に是正すべきものがある場合は、速やかに是正されたい。
また、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。

【株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程】
第38条（固定資産の実地照合）
資産管理責任者は、毎会計年度１回以上所管の固定資産を台帳と実地照合しなければならない。</td>
<td>左記４件の資産については、すでに除却されていたため、令和４年１月 31 日、固定資産台帳からも除却の処理を行った。
台帳に記載のあるすべての資産について再度現物と実地照合を行い、必要な是正を行った。
また、株式会社大阪鶴見フラワーセンターは「株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程」を定めており、令和３年 12 月８日に担当者会議を実施し、当該規程の周知を行った。
固定資産と台帳との実地照合については、今後、チェックシートの使用や複数人での確認を徹底するなど当該規程に基づいた適正な事務処理を行う。</td>
</tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年 12 月７日及び同月８日）